

# 青森県報

第二千四百二十一号

平成十六年  
十二月二十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(団体経営改善課) …… 一
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) …… 一
保安林の指定解除……………	(林政課) …… 一
道路の供用の開始……………	(道路課) …… 二
公 告	
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 二
出先機関	
道路の位置の指定……………	(十和田県土整備事務所) …… 二

## 告 示

青森県告示第七百五十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域 区 分
東津軽郡平館村大字石浜字磯山二二三三 木浪 昭 男 東津軽郡平館村大字石浜字磯山九三の二 木浪 功	平館村第三区 小型定置漁業 及び底建網漁業

青森県告示第七百五十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
結核病	牛	疑似患畜	一	三戸郡階上町	平成 一六・二・九
ヨーネ病	牛	患畜	一	三戸郡五戸町	一六・二・七
			一	上北郡天間林村	一六・二・八

青森県告示第七百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

下北郡東通村大字砂子又字沢内五の二三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由  
用水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	五所川原市大字神山字野岸一九の二から五所川原市大字福山字広富一一三の二まで	平成一六・三・三
県道五所川原黒石線	北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊九二の二から北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊九〇の一まで	"

# 公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称

黒石市八甲九七の一及び九七の三から九七の六まで

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

弘前市大字福村字林元一〇〇 有限会社アイワ不動産

# 出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十二月二十二日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市大字三沢字堀口一七の六七六及び一七の六八〇	六三・一七メートル	六・〇二メートル	平成一六・三・二四

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------